

指定管理者の指定について

「門真市立市民公益活動支援センターの指定管理者の指定について」

(1) 選定結果

① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

門真市立市民公益活動支援センター

② 指定管理者に指定する団体

特定非営利活動法人 あいまち門真ステーション

③ 指定する期間

平成21年10月1日から平成25年3月31日までの3年6カ月

(2) 募集状況

募集要項配布期間	平成21年7月1日(水)～7月14日(火)	
現地説明会日程及び参加団体数	平成21年7月15日(水)	1団体
申請受付期間及び申請団体数	平成21年7月15日(水)～7月16日(木)	1団体
	申請団体名 特定非営利活動法人 あいまち門真ステーション	

(3) 選定委員会

① 選定委員会委員構成

委員区分	職	氏名
委員長	摂南大学准教授	熊谷樹一郎
副委員長	(財)生活環境問題研究所嘱託研究員	谷田 成司
委員	NPO法人大阪NPOセンター事務局職員	堀野 亘求
委員	門真市副市長	小西 清
委員	門真市市民生活部長	柏木 廉夫

② 選定委員会開催日と主な内容

開催日 平成21年7月30日（木）

主な内容 正副委員長の互選、会議の進め方、書類審査、
プレゼンテーションと質疑応答、
総合審査により、指定管理者の候補者を選定

(4) 選定基準

選 定 基 準		配 点
1	住民の平等な利用が確保されるものとなっているか (手続条例第4条第1項第1号)	5点
2	当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか (手続条例第4条第1項第2号)	20点
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (手続条例第4条第1項第2号)	15点
4	管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか (手続条例第4条第1項第3号)	15点
5	その他管理に際して必要と認める基準を満たすものであるか (手続条例第4条第1項第4号)	5点
6	情報の収集・提供に関する事項 (手続条例第4条第1項第4号)	20点
7	人材の育成に関する事項 (手続条例第4条第1項第4号)	20点
8	市民の相談・助言に関する事項 (手続条例第4条第1項第4号)	20点
9	関係機関との連携・交流の促進計画 (手続条例第4条第1項第4号)	20点
10	必要に応じた支援策や新規事業開発への取り組み姿勢 (手続条例第4条第1項第4号)	10点
合 計		150点

(5) 審査結果

申請団体から提出された事業計画書や提案書等を選定基準に基づき書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、5人の委員評価点の合計が、750点満点中、その6割である450点以上を選定要件の下限值とした。

審査の結果、申請団体の特定非営利活動法人あいまち門真ステーションは483点を獲得したことにより指定管理者の候補者とした。

(6) 指定管理料

平成21年度	6,000千円	(平成21年10月1日～平成22年3月31日)
平成22年度	12,000千円	
平成23年度	12,000千円	
平成24年度	12,000千円	
合計	42,000千円	